第５号様式

競　争　入　札　心　得

（総則）

第１条　北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第２条　入札参加者（入札保証金の納付を免除されてる者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

２　前項の入札保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して９日以上のものでなければなりません。

３　入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

４　入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して９日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

（入札）

第３条　入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

~~２　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同条第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便事業者による同法第２条第２項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「　　入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同条第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第２条第２項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。~~

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第５条　入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

２　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

３　入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第６条　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（１）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

（２）入札書の記載金額を加除訂正した入札

（３）入札書に記名押印がない入札

（４）所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

（５）一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
（６）代理人が２人以上の者の代理をしてした入札
（７）入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
~~（８）郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの~~
（９）無権代理人がした入札
（10）入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
（11）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
（12）その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第８条　開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

（再度入札）

第９条　開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条　有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。~~ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。~~

２　落札者となるべき価格で入札した者が２人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者としない場合）

第11条　開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。

⑴　当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

⑵　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるとき。

２　前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

３　第１項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（入札保証金等の返還）

第12条　落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

２　再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（契約の締結）

第13条　落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定を受けた日から７日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

⑴　契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

⑵　契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

~~（北海道議会の議決事件）~~

~~第14条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。~~

~~２　落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又~~

~~は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。~~

（落札者と契約の締結を行わない場合）

第15条　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

２　契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

（入札保証金等の帰属）

第16条　落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。

２　落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の５に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

（契約保証金等）

第17条　契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

２　前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

３　契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

４　契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

（入札保証金等の充当）

第18条　落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（談合情報に対する対応）

第19条　入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

２　契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

（入札の取りやめ等）

第20条　前条第１項及び第２項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

（入札の辞退）

第21条　入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

２　入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1)　入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2)　入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

３　前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

（不正行為に伴う損害賠償等）

第22条　入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

北　警　察　署　長　様

（申　　請　　者）
所　　在　　地
商号又は名称
代表者職・氏名
本件責任者　氏名　　連絡先（電話番号）
担　　当　　者　氏名　　連絡先（電話番号）

北海道（北警察署）が発注される入札に参加したく、関係書類を添えて制限付一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1　契約名

北警察署庁舎敷地除雪業務

2　添付書類

⑴　令和８年北海道警察本部告示第492号に規定する札幌方面警察施設敷地除雪業務委託契約に関する資格を有することを証する書面の写し

⑵　除雪機械を保有する場合は、車検証の写し

⑶　除雪機械をリースする場合は、リースに係る契約書の写し又はリースの相手方からのリースが可能であることの証明書

トラクタショベル （ﾎｲｰﾙ型　容量1.3㎥以上、ｽﾉｰﾊﾞｹｯﾄ付（可変ﾌﾟﾗｳ付））	台
ダンプトラック（積載10t級、木製差枠付（60cm・80cm））	台

※　この申請書には、返信用封筒（定形）として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（460円）の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

回　　番

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

北 警 察 署 長　 様

住所
入札者
氏名　　㊞

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、次の金額で入札いたします。

1　業 務 名　　北警察署庁舎敷地除雪業務

2　入札金額

(1)　トラクタショベルによる作業（１時間当たりの単価）

入札金額（単価）	予定数量	合計金額（単価×予定数量）　A
円	50時間	円

(2)　ダンプトラックによる作業（１時間当たりの単価）

入札金額（単価）	予定数量	合計金額（単価×予定数量）　B
円	77時間	円

入札総価額（Ａ＋Ｂ）
円

注１　入札金額については、訂正できない。
注２　入札総価額算出の過程に計算誤りのある場合においては、入札執行者が、
　　当該入札者に確認の上、訂正することができる。

回　　番

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

北 警 察 署 長　 様

住所
入札者
氏名

住所
代理人　　㊞
氏名

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、次の金額で入札いたします。

1　業 務 名　　北警察署庁舎敷地除雪業務

2　入札金額

(1)　トラクタショベルによる作業（１時間当たりの単価）

入札金額（単価）	予定数量	合計金額（単価×予定数量）　A
円	50時間	円

(2)　ダンプトラックによる作業（１時間当たりの単価）

入札金額（単価）	予定数量	合計金額（単価×予定数量）　B
円	77時間	円

入札総価額（Ａ＋Ｂ）
円

注１　入札金額については、訂正できない。
注２　入札総価額算出の過程に計算誤りのある場合においては、入札執行者が、
　　当該入札者に確認の上、訂正することができる。

回　　番

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

北 警 察 署 長　 様

住所
入札者
氏名

住所
代理人
氏名

住所
復代理人　　㊞
氏名

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、次の金額で入札いたします。

1　業 務 名　　北警察署庁舎敷地除雪業務

2　入札金額

(1)　トラクタショベルによる作業（１時間当たりの単価）

入札金額（単価）	予定数量	合計金額（単価×予定数量）　A
円	50時間	円

(2)　ダンプトラックによる作業（１時間当たりの単価）

入札金額（単価）	予定数量	合計金額（単価×予定数量）　B
円	77時間	円

入札総価額（Ａ＋Ｂ）
円

注１　入札金額については、訂正できない。
注２　入札総価額算出の過程に計算誤りのある場合においては、入札執行者が、
　　当該入札者に確認の上、訂正することができる。

入札に当たっての注意事項

1　入札金額（消費税抜き金額）は算用数字で記載し、その頭首には「￥」又は「金」を付すこと。

2　代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

入札者　住所　札幌市北区北○○条○○丁目○番○号

氏名　○　○　○　○　株式会社　代表取締役　○　○　○　○　（役職印不要）

代理人　住所　札幌市北区北○○条○○丁目○番○号

氏名　○　○　○　○　㊞

※　代理人が入札する場合には、代理人の印のみ必要　」

3　復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「

入札者　住所　札幌市北区北○○条○○丁目○番○号

氏名　○　○　○　○　株式会社　代表取締役　○　○　○　○　（役職印不要）

代理人　住所　札幌市北区北○○条○○丁目○番○号

氏名　○　○　○　○　株式会社　札幌支店　札幌支店長　○　○　○　○　（役職印不要）

復代理人　住所　札幌市北区北○○条○○丁目○番○号

氏名　○　○　○　○　㊞

※　復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要　」

4　委任状の「委任者」等の表示も上記２の例によること。

5　入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、提出すること。

記載例

回　　番

入　　札　　書

令和　*8*　年　*11*　月　*18*　日

北　警　察　署　長　　様

住所　*札幌市北区北〇〇条〇〇丁目〇番〇号*

入札者

氏名　*株式会社〇〇〇〇*

代表取締役　〇〇　〇〇

住所　*札幌市北区北〇〇条〇〇丁目〇番〇号*

代理人

氏名　〇　〇　〇　〇　印

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、次の金額で入札いたします。

1　業 務 名　北警察署庁舎敷地除雪業務

2　入札金額

(1)　トラクタショベルによる作業（１時間当たりの単価）

入札金額（単価）	予定数量	合計金額（単価×予定数量）　A
50,000 円	50時間	*2,500,000* 円

(2)　ダンプトラックによる作業（１時間当たりの単価）

入札金額（単価）	予定数量	合計金額（単価×予定数量）　B
60,000 円	77時間	*4,620,000* 円

入札総価額（Ａ＋Ｂ）
7,120,000 円

※　*上記各車両の単価は消費税等を含まない単価を記載し、予定数量を乗じた合計金額及び入札総価額についても消費税等を含まない金額を記載のこと。*

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

北　警　察　署　長　　様

住　所

入札人

氏　名　　㊞

私は、下記業務の入札及び見積に関することについて　　を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業　務　名　　北警察署庁舎敷地除雪業務

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

北 警 察 署 長　　様

住　所

入札人

氏　名

住　所

代理人

氏　名　　㊞

私は、下記業務の入札及び見積に関することについて　　を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業　務　名　　北警察署庁舎敷地除雪業務

北警察署入札執行傍聴要領

1　傍聴の手続き

⑴　入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の10分前から受付を開始しますので、所定の用紙に氏名、住所、及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。

なお、受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

⑵　入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得たうえで、指示に従って入室してください。

⑶　入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に申し出てください。ただし、これら写真撮影等は入札執行の宣言の前までとします。

2　傍聴する際の留意事項

⑴　入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手などは行わないでください。

⑵　入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。

⑶　入札会場において、飲食などはしないでください。

⑷　写真撮影等を行う方は、指示された事項を守ってください。

⑸　入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

3　入札執行の秩序の維持

⑴　２の事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。

なお、傍聴の仕方について、お分かりにならないことがあれば、担当者にお尋ねください。

⑵　傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

⑶ ⑵に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

（案）

委　託　契　約　書

１　委託業務の名称　　北警察署庁舎敷地除雪業務

２　委　託　期　間　　令和　　年　　月　　日から
令和　９　年　３　月　31　日まで

３　業 務 委 託 料　　第２条に示すとおり

４　契 約 保 証 金　　免　　除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。）

（注）（　）書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に　置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うも　のとする。」

（令和　　年　　月　　日）

（注）（　）書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者　北海道
札幌方面北警察署長
戸　城　和　彦

住　所
受託者　氏　名

（総則）
第１条　委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
２　受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面又は口頭により行わなければならない。
４　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。
７　この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。
（業務委託料）
第２条　委託者は、委託業務に対する業務委託料として、次の各号に掲げる方法により算出した金額に、当該金額の 100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を受託者に支払うものとする。
⑴　次に掲げる除雪機械の１時間当たりの単価に、当該除雪機械の月の稼働時間の合計を乗じて得た額の合計計額とする。

除雪機械等の名称	規　　格	１時間当たりの単価
トラクタショベル	ホイール型　容量1.3㎥以上 スノーバケット（可変プラウ付）	円
ダンプトラック	積載10ｔ級 木製差枠付（60㎝・80㎝）	円

⑵　月の稼働時間の合計に１時間未満の端数が生じた場合は翌月に繰り越すこととし、最終月に１時間未満の端数がある場合は、その端数時間を時間単位に換算し、１時間当たりの契約単価を乗じて支払金額を計算するものとする。
　なお、この場合当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
２　受託者は、前項に掲げる当月分の業務委託料の支払合計額を翌月速やかに請求するものとする。
３　委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払うものとする。
４　委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
５　委託料の支払場所は、北警察署資金前渡員の勤務の場所とする。
（権利義務の譲渡等）
第３条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
（再委託の禁止）
第４条　受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
２　受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合において、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
３　受託者は、業務委託の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
４　受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。
（業務担当員）
第５条　委託者は、受託者の行う委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。
（業務処理責任者等）
第６条　受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく委託者に通知するものとする。

２　受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なくその氏名、年齢及び住所を委託者に通知するものとする。この場合において、従業員２名以上を定める場合は、そのうち１名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。
３　前２項の規定は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員に異動があった場合に準用する。
（業務処理責任者等の変更請求等）
第７条　委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
２　受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。
（報告義務）
第８条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。
⑴　要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
⑵　委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
⑶　委託業務の処理に関し重大な事故が生じたとき。
２　受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。
（調査等）
第９条　委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。
２　受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。
（秘密の保持）
第10条　受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
２　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。
（委託者の任意解除権）
第11条　委託者は、次条から第14条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。
２　前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
（委託者の催告による解除権）
第12条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
⑴　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
⑵　正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
⑶　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
（委託者の催告によらない解除権）
第13条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
⑴　この契約に関し、故意若しくは過失による契約違反又は詐欺行為などの法律違反があったとき。
⑵　この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
⑶　受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
⑷　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
⑸　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
⑹　前号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
⑺　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
⑻　第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑼　受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第14条　委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

⑴　受託者が、排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第21条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第21条において同じ。）受けた場合において、当該排除措置命令いついて行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第２項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

⑵　受託者が、納付命令（独占禁止法第62条第１項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

⑶　受託者が、排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

⑷　受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって、当該処分の取消しを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

⑸　排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野に示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第２条の２第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第１項若しくは第165条の２の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

⑹　受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第１項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第15条　第12条各号又は第13条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第12条又は第13条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）
第16条　受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。
２　前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
（受託者の催告による解除権）
第17条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）
第18条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。
（解除に伴う措置）
第19条　委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合（第11条第１項の規定により解除された場合を除く。）において、すでに行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。
（委託者の損害賠償請求等）
第20条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、毎月の業務委託料（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。）の合計額の10分の１に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
⑴　第12条又は第13条（第１号を除く。）の規定によりこの契約が解除されたとき。
⑵　受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
⑴　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
⑵　受託者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定により選任された管財人
⑶　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定により選任された再生債務者等
３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。
４　委託者は、実際に生じた損害の額が第１項の業務委託料の10分の１に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
５　第１項及び第４項に規定する賠償金のほか、確定していない除雪業務の委託料に係る賠償金については、当該委託料が確定した都度、第１項の規定中「毎月の業務委託料の額（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。）の合計額」とあるのは、「毎月の業務委託料の額（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。
（不正行為に伴う賠償金）
第21条　受託者は、この契約に関して、第14条の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の業務委託料の額（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額）の合計額の10分の２に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第５号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
２　前項に規定する賠償金のほか、確定していない除雪業務の委託料に係る賠償金については、当該委託料が確定した都度、前項の規定中「毎月の業務委託料の額（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額）の合計額」とあるのは「毎月の業務委託料の額（当該単価契約に基づく給付を受けた代金額）」と読み替えて同項の規定を適用する。
３　委託者は、実際に生じた損害の額が前２項の業務委託料の額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
４　前３項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）
第22条　受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
３　受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。
（受託者の損害賠償請求等）
第23条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りではない。
⑴　第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
（相殺）
第24条　委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。
（電子メールを使用する方法）
第25条　この契約書において書面により行わなければならないとされている勧告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
（契約に定めのない事項）
第26条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

委 託 業 務 処 理 要 領

1　業務名
北警察署庁舎敷地除雪業務

2　使用機械
本業務に使用する機械は一切受託者の負担とし、原則として次の基準によるものとする。
○　トラクタショベル
（ホイール型　容量1.3㎥以上　スノーバケット（可変プラウ付））
○　ダンプトラック
（積載10t級・木製差枠付（60cm・80cm））

3　稼働見込時間

除雪機械等の名称	規　　格	稼働見込時間
トラクタショベル	ホイール型　容量1.3㎥以上 スノーバケット付（可変プラウ付）	50　時間
ダンプトラック	積載10t級・ 木製差枠付（60cm・80cm）	77　時間

4　除雪方法及び時間帯
(1)　除雪場所及び堆積場所は、別図１，２で示す区域とする。ただし、堆積場所については、業務担当員の指示により変更する場合がある。
(2)　除雪作業はおおむね10センチメートル以上の降雪があった場合に実施し、原則として午前８時00分までに処理するものとする。
(3)　雪の堆積場所は業務担当員が指定した場所とし、雪を一気に押していくとフェンスが損傷するおそれがあるので雪を堆積する際は十分注意すること。
(4)　細部にわたる除雪及び排雪等については、業務担当員と協議の上、処理するものとする。

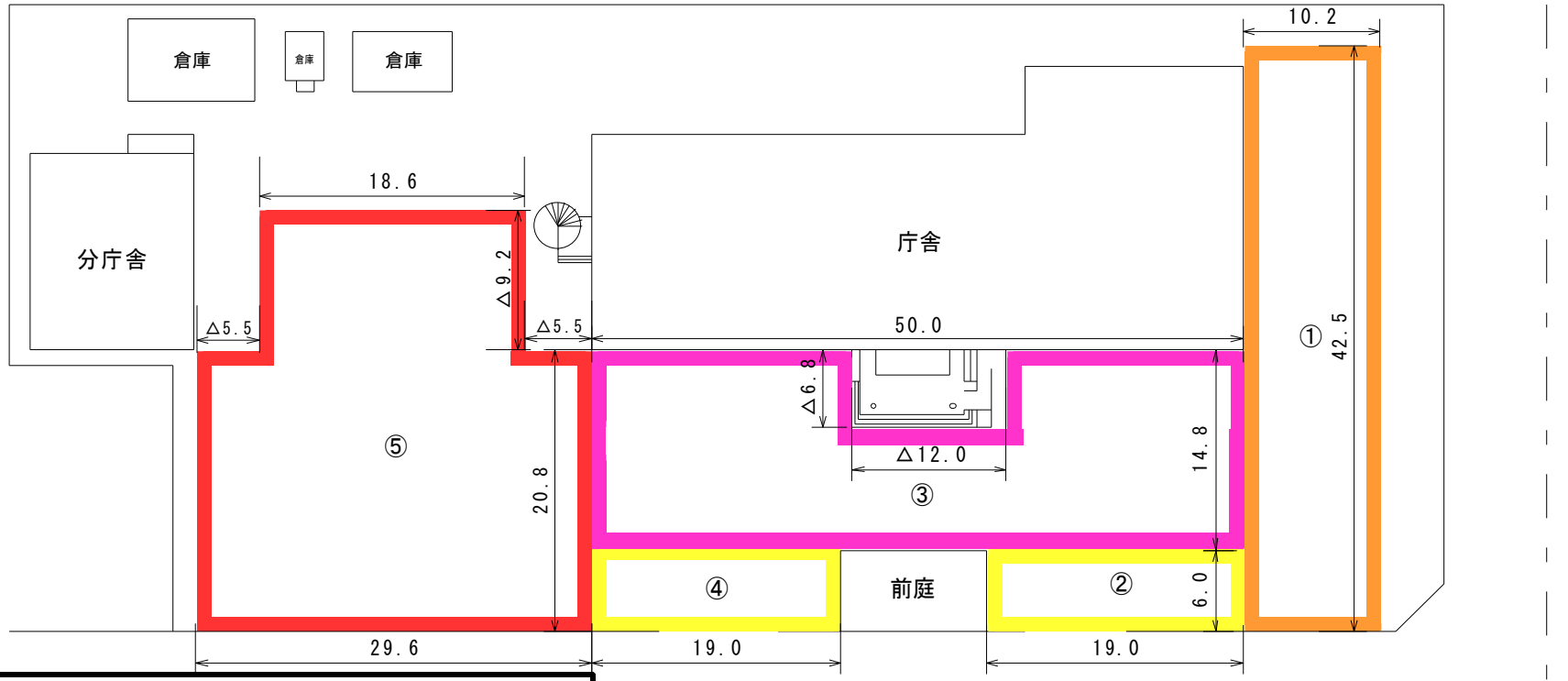
5　堆積及び排雪場所
除雪した雪は、敷地内の指定場所に堆積させ、雪の堆積量が多量となって、置き場所がなくなり、排雪が必要と判断したときは、業務担当員と協議し、札幌市が指定した雪捨て場へ運搬し投棄すること。

6　業務実績の報告
(1)　除雪作業日報
契約の相手方は、業務終了後、その都度、別紙１「除雪作業日報」を２部作成し、北警察署庁舎勤務職員の確認を受け、その１部を確認者に提出するものとする。
(2)　実績報告書
契約の相手方は、１か月間の作業実績について翌月速やかに、別紙２「実績報告書」を作成し、業務担当員に提出するものとする。

7　その他
業務処理に当たっては業務担当員と十分に打合せを行い、警察業務に支障を与えないよう下記の事項について十分留意すること。
(1)　業務処理に際しては、通行人等にも十分注意を払い怪我等させないよう気を付けること。
また、運転手の労災事故の防止に努めること。
(2)　除雪機械の運転に当たっては、十分注意し、庁舎、工作物、車両等に損害を与えないこと。
なお、万一損傷を与えた場合は、確実に復旧すること。

別図１

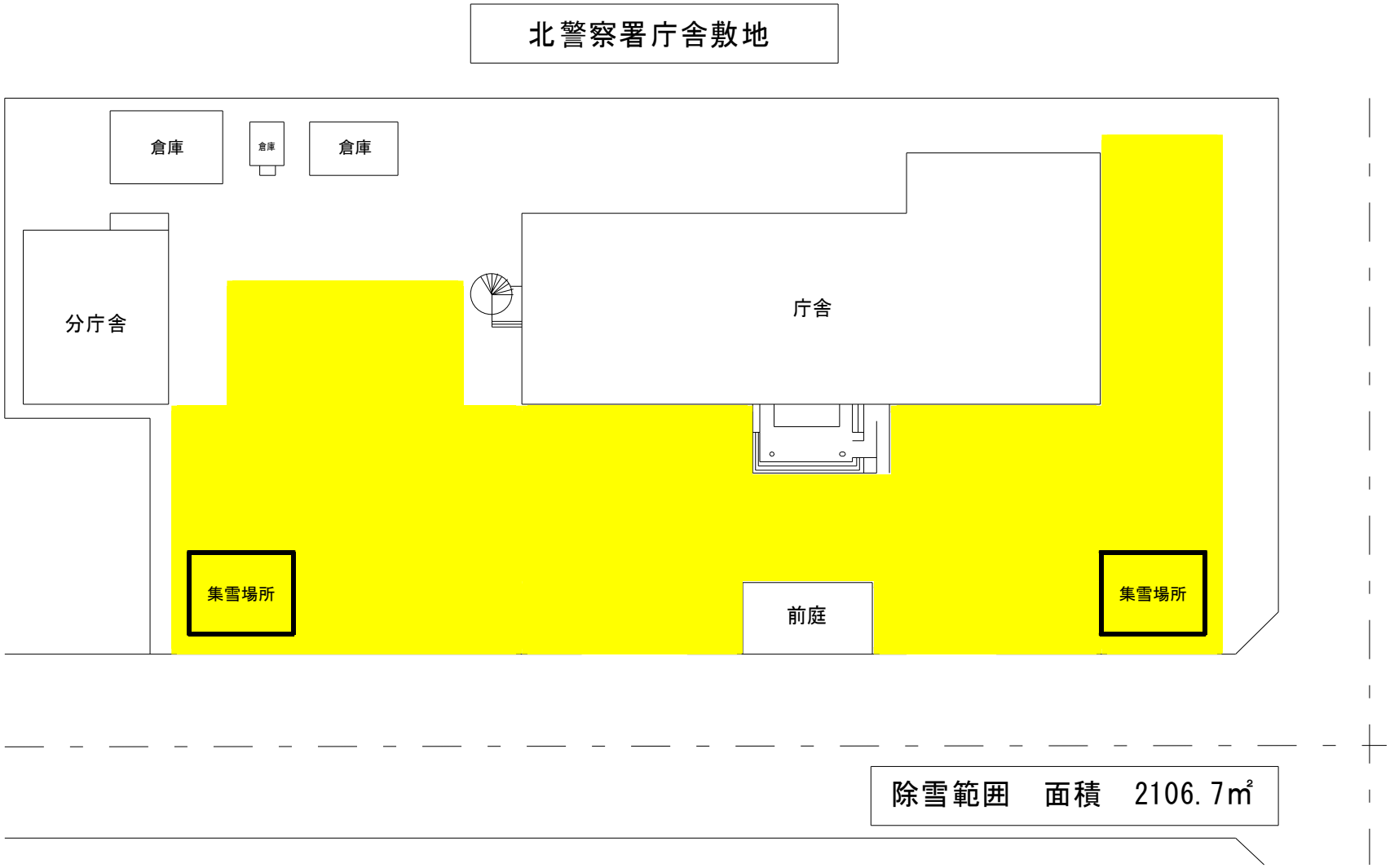
北警察署庁舎敷地



① 10.2×42.5＝433.5
② 19.0×6.0＝114.0
③ （50.0×14.8）－（12.0×6.8）＝658.4
④ 19.0×6.0＝114.0
⑤ （29.6×30.0）－（5.5×9.2）－（5.5×9.2）＝786.8

合計 ①＋②＋③＋④＋⑤＝2106.7

別図２



別　紙　1

業務名	北警察署庁舎敷地除雪業務

除　雪　作　業　日　報

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候

作業従事者

除雪機械の名称	作 業 内 容	台　数	開始確認印	稼働時間（開始・終了）		終了確認印	延　時　間
トラクタショベル	敷地除雪	台		時　分から 時　分まで	時間　分		時間　分
		台		時　分から 時　分まで	時間　分		
		台		時　分から 時　分まで	時間　分		
トラクタショベル	敷地除雪 積雪運搬	台		時　分から 時　分まで	時間　分		時間　分
		台		時　分から 時　分まで	時間　分		
		台		時　分から 時　分まで	時間　分		
ダンプトラック	積雪運搬	台		時　分から 時　分まで	時間　分		時間　分
		台		時　分から 時　分まで	時間　分		
		台		時　分から 時　分まで	時間　分		

履行確認　　令和　　年　　月　　日

確 認 者　　（職・氏名）

別 紙 2

実　　績　　報　　告　　書

令 和　　年　　月　　日

北 警 察 署 長　　様

受託者

㊞

業務名　北警察署庁舎敷地除雪業務

令和 8 年 11 月　　日付けで契約締結した上記業務の令和　　年　　月分実績について、次のとおり報告します。

記

除 雪 機 械 等 の 名 称	延稼働時間	前　　月 繰 越 時 間	計	当　　月 請 求 時 間	翌　　月 繰 越 時 間
トラクタショベル	時間　　分	分	時間　　分	時間	分
ダンプトラック	時間　　分	分	時間　　分	時間	分

＜注＞　当月の稼働時間の合計に１時間未満の端数が生じた場合は、翌月に繰り越すこととし、最終月は、契約書第２条第１項第２号に基づき処理するものとする。

確認者　　所属

職名

氏名